

先生

2022年(令和4年)12月

インボイス制度の中止を求める要望書

インボイス制度の中止を求める税理士の会

事務局・税理士 菊池 純

事務局・税理士 井上 礎幸

要望の趣旨

2023年10月に実施が予定されているインボイス制度は以下のような重大な問題があり、日本経済に大混乱を招くので中止するよう要望いたします。

犠牲になるのはすべての事業者です

1千万いるといわれる零細な免税事業者(基準期間の売上高1,000万円以下の事業者)を消費税の課税事業者に巻き込む恐れがあります。現在は免税事業者からの仕入れも控除の対象になっていますが、インボイス制度になると課税事業者からの「正規の請求書等」(税務署から貰った番号付きの適格請求書)だけしか控除できなくなります。親会社は下請けの免税事業者が課税事業者にならないと仕入税額控除ができず、消費税の納税額が増えるため、下請けに圧力をかけるでしょう。インボイス制度は親会社か免税事業者かどちらかが強制的に税負担をすることになります。

消費税の滞納が増大し、廃業する事業者が増大します

消費税は赤字でも納税額が発生し、現在でも国税中滞納第一位です。もし何百万といわれる零細事業者が課税事業者に取り込まれることになれば滞納問題はさらに深刻になります。廃業に追い込まれる事業者が増大することで、景気はさらに悪化するおそれがあります。

インボイス制度は益税対策に有効といいますが、そもそも益税は存在しません

免税事業者は消費税を預かっていながら納税しないので益税がある、という人がいます。私たちは専門家の立場から、以下の点で益税など存在しないと主張します。

- ① 消費税法上、消費税相当額を預かる、預けるという規定は存在しません。価格への転嫁義務も保証もありません。したがって**法律的には益税が生ずる余地はありません**。
- ② 零細事業者は価格決定権がなく、通常、価格は親会社が決めてきますから、消費税分を別に貰うことはありません。したがって**益税が生ずる余地はありません**。
- ③ 仮に個人タクシーのように料金が課税事業者と同額であっても、車の購入代や修繕費、車検、燃料代などに含まれている消費税分は控除できず、「損税」が生ずる場合さえあります。したがって**経済的にも益税が生ずる余地はありません**。

現行帳簿方式は定着しており、インボイス制度を導入する必要はありません

- ① 政府は複数税率になり、仕入税額控除の正確性を担保するためインボイス制度を導入するといいますが、現行の**区分記載方式**で適正に行われており、なんの支障もありません。
- ② わが国の現行仕入税額控除方式は「帳簿及び請求書等」の保存を要件としており、事業者が行う企業会計処理に準じて消費税の計算・申告を行っています。これは**帳簿方式・決算方式**の特徴で政府はインボイス制度になってもこの仕組みをかえようとしていません。
- ③ また、わが国の免税基準 1,000 万円の判定は 2 事業年度前となっています。これはわが国の消費税が帳簿方式をとっているため、売上高が確定するのが進行期になるためです。政府はインボイス制度になっても **2 年前基準**を見直そうとせず、相変わらず帳簿方式の仕組みを使っているのです。
- ④ 以上のようにわが国では帳簿方式が定着しており、インボイス制度を導入する必要は全くないのです。

全ての事業者に負担を強いるインボイス制度は中止すべきです

2022 年 10 月末現在でインボイス番号の登録申請をした事業者は 143 万で、この数は課税事業者 310 万 (2020 年度) の 46.1% にしかすぎません。これに免税事業者のうち課税を選択する予定事業者数を少なく見積もって 300 万としても 23.4% にしか達していません。登録が進まない最大の理由は、インボイス制度がわからないこと、なぜ導入するのか理解できないことによるものです。よって、全ての事業者に負担を強いる**インボイス制度は中止すべきです**。